

郵便応募型条件付き一般競争入札について（Q&A）

質 問	回 答
1. 入札参加資格	
① 建設業法の改正に伴い、総合評定値（総合評点）については任意申請となりましたが、申請が必要ですか。	播磨町では、入札参加の条件として「総合評定値通知書」を必要としますので、必ず申請してください。
② 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（以下「通知書」という。）が更新されましたが、いつから新たな通知書の総合評定値が適用され、入札参加申込みができますか。	有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（以下「通知書」という。）が確認でき次第、適用します。
③ 入札参加資格の変更届で工種を追加しましたが、その後、すぐに入札公告のあった工事に入札参加申込みができますか。	追加された工種の総合評点が記載された有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（以下「通知書」という。）が確認でき、電子申請システムから入札希望業種の変更入力・データ受信が確認でき次第、入札参加申込みが可能となります。
2. 設計図書等	
① 設計図書等の閲覧用パスワードを申請しなくても、入札に参加できますか。	できません。設計図書等に入札参加申込書等が含まれているため、閲覧用パスワードの申請は必要です。
② 設計図書等をダウンロードしないで、入札に参加できますか。	できません。設計図書等に入札参加申込書等が含まれているため、ダウンロードは必要です。
③ 諸事情により、ダウンロード期限までに設計図書をダウンロードすることができませんでした。期限後でも設計図書をダウンロードすることはできますか。	期限後の設計図書のダウンロードは、いかなる理由があってもできません。
3. 配置技術者	
① 入札参加申込で記載した配置予定の技術者は落札後や契約締結後に変更できますか。	当該技術者が、死亡、退職等極めて特別な理由がある場合を除き、その変更は認めません。
② 配置予定技術者は、予定で参加申込みができますか。	落札時には当該予定配置技術者を必ず配置していただきます。なお、配置予定技術者は入札参加申込時に必ず記載が必要であり、記載のないものは無効となります。

③	経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書申請時に提出した技術職員名簿に登載があれば、自社の技術者として取扱われるのですか。	経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書申請時に提出した技術職員名簿に登載があっても、落札された際には、配置技術者の雇用関係を証明する書類として会社の健康保険被保険者証、雇用保険被保険者証等の写しを総務課へ提出してください。
④	手持工事のない技術者が1人しかいない場合、何件まで入札参加申込ができますか。	公告等で専任を要する旨が記載されている場合は、1件のみ申込可能です。専任を要しない案件の場合は、2件まで申込可能です。詳細は「現場代理人及び技術者の取扱いについて」をご覧ください。
⑤	1人の技術者を複数の工事に配置予定技術者として入札参加申込みをした場合、どうなりますか。	公告等で専任を要する旨が記載されている案件の場合、重複した技術者が配置予定となっていた工事の入札参加申込みは、すべて無効となります。専任を要しない案件の場合は、2件まで申込可能です。詳細は「現場代理人及び技術者の取扱いについて」をご覧ください。
⑥	配置予定技術者と建設業法に規定する営業所の専任の技術者との兼務についてはどのように取り扱われますか。	営業所の専任技術者は、専任を要しない工事の主任技術者として1件のみ配置可能です。詳細は「現場代理人及び技術者の取扱いについて」をご覧ください。
⑦	現在配置中の技術者はいつの時点から新たな配置予定技術者とできますか。	引渡し以後です。
⑧	建設工事に係る配置予定技術者として入札参加申請書に記載する者が雇用予定なのですが、その者で参加申請できますか。	できません。配置予定技術者は入札参加申込み時において、貴社と直接的かつ3か月以上の恒常的雇用関係にある必要があります。
⑨	コンサルタント業務について、RCCMでも全案件について参加できるのですか。	RCCMを配置技術者等として認める場合は、特記仕様書や参加要件等によりその旨の表記をしますので、ご確認ください。
⑩	コンサルタント業務について、複数の業務に同じ技術者で参加できるのですか。	コンサルタント業務については、公告等で指定がない限り、複数案件に同じ技術者で参加できます。

4. 現場代理人

①	社長の委任があれば、他社からの出向職員等を現場代理人とすることは可能でしょうか。	現場代理人の職務は工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、一部の権限を除いて請負者の一切の権限の行使を認められており、重大な権限をもっています。この点を考慮して建設工事契約における現場代理人については、直接かつ恒常的な雇用関係のある者に限定しています。出向職員、派遣職員及び非常勤職員等は直接かつ恒常的な雇用関係にある者とは言えないため、これらの者を現場代理人とすることはできません。
---	--	---

②	現場代理人は建設業法上で特に制約がないので、工事現場に常駐はしなくてよいのでしょうか。	公告等で現場代理人常駐の条件が付されている場合は、常駐する必要があります。
5. 入札書		
①	設計図書の中で指定している入札書以外の様式で入札に参加することはできますか？	できません。従来の入札書の様式を含めて、現在指定している様式以外での応札は一切を無効といたします。
②	入札書の様式をワープロ等により独自で作成してもよろしいですか。	独自に作成してもかまいませんが、内容は播磨町の指定様式に合わせてください。内容が異なると無効になりますのでご注意ください。
③	入札書に記載する日付は、いつの日付を記載すればいいのですか。	入札公告で示した入札（開札）日に記載してください。
④	入札書を入れる別封筒はどのようなものを使用すればいいのですか。	入札書用封筒については特別な指定はありませんが、封筒表面に「入札書」と記載し、工事（業務）名、入札者の商号又は名称等を記載してください。
6. 積算内訳書		
①	入札書の金額と積算内訳書のアmountが異なっても良いのですか。	積算内訳書は、入札金額の根拠となります。必ず、1円単位まで一致させ、「値引き〇〇〇円」とは記載しないでください。
②	積算内訳書の様式はありますか。	町ホームページに掲載している設計図書等に、提出する積算内訳書を添付しています。必ず工事（業務）名、入札者の商号又は名称、代表者職氏名を記入、押印してください。
7. 郵送		
①	郵便入札参加申込用封筒の送付は宅急便でもいいのですか。また、郵送の場合、普通郵便でいいのですか。	必ず「一般書留」をお願いします。「簡易書留」等「一般書留」以外で郵送した場合はその入札参加申込は無効となります。 なお、無効となったことについて播磨町に対して異議を申し立てることはできず、その費用について播磨町に請求することはできません。 また、ポストへの投函はできませんのでご注意ください。
②	会社で作成している封筒で郵送してよろしいですか。	角2封筒であれば任意ですが、封筒記載内容は町ホームページに掲載している指定様式を印字又は貼付けし、郵送してください。町指定様式が印字又は貼付けされていない場合、その入札参加申込は無効となります。 また、無効となったことについて播磨町に対して異議を申し立てることはできず、また、その費用について播磨町に請求することはできません。

②	郵便入札参加申込用封筒はどこで入手できますか。	角2封筒であれば任意です。ただし、封筒記載内容は町ホームページに掲載している指定様式を印字又は貼付けしてください。
④	郵便局の受付時間について教えてください。	郵便局窓口の取扱い時間は、各局によって異なりますので、事前に郵便局に確認してください。また、入札公告で示した到着期限は、播磨本荘郵便局への到着日ですのでご注意ください。
8. その他		
①	入札参加資格は無いのですが、開札を傍聴することができますか。	開札は、入札参加申込みの有無にかかわらず、誰でも傍聴することができます。担当職員の指示に従い、携帯電話等は電源を切るか、マナーモードとし、開札場所内での通話や私語は禁止します。
②	立会人は、どのような人がなれますか。	入札参加者のうち、本社登録の会社は代表者、支店等登録の会社は当該支店長等です。ただし、前記の者から委任状（任意の様式）があるものも立会人となることができます。立会人希望の方は印鑑を持参してください。
③	指名停止基準は、郵便応募型条件付き一般競争入札にも適用されるのですか。	適用されます。 公告日において指名停止期間中である場合、入札参加申込みはできません。また、郵送した後に指名停止となった場合、その入札参加申込みは無効となります。
④	入札結果が「保留」となるのは、どのような場合ですか。	入札公告で参加要件を事後に審査する事項について記載がある場合は、入札後に参加要件を確認するため、落札決定を保留します。